

令和8・9年度一般競争入札及び指名競争入札  
参加資格審査申請書類提出に当たっての注意事項

《建設工事、測量・建設コンサルタント業務等共通》

1 西播磨水道企業団一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【建設工事】、【測量・建設コンサルタント等】（以下、「参加資格審査申請書」という。）は、Excel形式、その他の提出書類はPDF形式で、入札参加資格審査申請システムから提出（アップロード）すること。

2 入札参加資格審査申請書

- (1) 別添の記入例に従い入力すること。
- (2) 背景色が水色、ピンク色の項目を入力。ピンク色は必須項目。
- (3) Excelシートの計算方法は「自動」に設定すること。
- (4) 行の追加、削除、シートの変更はしないこと。

3 営業所一覧表

- (1) 営業所一覧表には、本社から記載のこと。
- (2) 営業所がない場合は、本社だけを記載のこと。

4 国税（消費税含む。）の完納証明書又は地方税の納税証明書

- (1) 法人の場合・・・納税証明書その3の3
- (2) 個人の場合・・・納税証明書その3の2
- (3) 地方税は納税証明書（完納証明書）を添付
- (4) 申請書提出日にその発行日から起算して3か月以内の証明書

5 委任状（支店等に委任する場合のみ添付）

任意様式で提出

6 使用印鑑届

任意様式で提出。入札・見積、契約の締結及び代金の請求・受領等に使用するものを押印すること。

代表者及び受任者個人を表す印鑑（実印及び使用印）を押印すること。（会社印は認めない。）

7 資本関係・人的関係一覧表

- (1) 西播磨水道企業団の入札参加資格者名簿に登録を希望する者で、資本関係又は人的関係のある会社の、商号又は名称、所在地、電話番号を記載。任意様式。

ア 資本関係

親会社と子会社の関係にある会社又は親会社と同じくする子会社同士の関係にある会社をいう。

- ・ 「子会社」（会社法第2条第3号）

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の該当会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

- ・ 「親会社」（会社法第2条第4号）

株式会社を子会社とする会社その他の該当株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

イ 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている会社又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている会社をいう。

- ・ 「役員」

① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

- ② 取締役（社外取締役、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
  - ③ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
  - ④ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ※ ①から③までについては、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合で、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であるときは記載不要
- ※ 監査役及び執行役員は、「役員」に含まない。
- ※ 資本関係にある者について、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は記載不要。
- (2) 資本関係又は人的関係にある会社に該当がない場合は、提出不要。
  - (3) 記入の対象となるのは西播磨水道企業団の入札参加資格者名簿に登録を希望する者に限る。
  - (4) 関連会社が違う業種（業種とは、建設工事、測量・コンサルタント業務等の2分類をいう。）を希望している場合は、該当なしとすること。（例：申請者が建設工事のみを希望し、関連会社がコンサル業のみを希望する場合）
  - (5) 該当する役員の解任等記載内容に変更があった場合は、直ちに変更届を提出すること。
  - (6) 記載内容の真偽を確認するため、会社法第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料を求める場合がある。
  - (7) 記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、西播磨水道企業団工事請負契約に係る指名停止基準に関する要綱に基づき措置を行う場合がある。

【相生市及びたつの市内に本店・支店、営業所等のある者のみ提出】

- 8 営業所等の位置図  
登録する本店・支店、営業所等の所在図。任意様式
- 9 市税の納税証明書  
令和6・7年度の2年分の納税証明書を添付

## 《建設工事》

- 1 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し
  - (1) 審査基準日が令和6年7月1日以降のものを添付  
ただし、令和6年7月1日以降令和6年8月31日以前のものについては、令和8年4月1日以降に変更申請（電子申請）により速やかに新しい結果通知の提出が必要。
  - (2) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入状況確認
    - ア 全ての社会保険等の加入の有無が、「有」又は「除外」となっている場合は、申請を受け付ける。
    - イ いずれかの社会保険等の加入の有無が「無」の場合は、申請を受け付けない。
    - ウ 社会保険等の加入が確認できない場合は、年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業者関係事項確認（申請）書」及び公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業者設置届事業主控」を添付のこと。
- 2 許可証明書の写し
  - (1) 一般建設業の許可及び特定建設業の許可の写しを添付のこと。  
許可期間が令和3年2月1日以降のものを添付  
ただし、令和3年2月1日以降令和3年4月1日以前のものは、令和8年4月1日以降に変更申請（電子申請）により速やかに新しい許可書の提出が必要

3 工事経歴書

直近2か年の工事経歴を記載

4 技術者名簿

- (1) 技術職員名簿を添付（経営事項審査申請時の添付書類でも可）
- (2) 経営事項審査申請後に社員となった者は、雇用関係を証明する書類の写しを添付（健康保険証、雇用保険証又は源泉徴収票等）

5 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

- (1) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書又はこれの写しを添付（直近のもの）
- (2) 現在、加入していない者は、確約書を添付

《測量・建設コンサルタント業務等》

1 登録証明書

営業に関して法令等により許可、認可、免許、届出等を義務付けられているときは、その許可書を添付

2 業務経歴書

直近2か年の業務経歴書を添付

3 技術者経歴書

技術者の経歴を添付

4 営業経歴書

会社の業務・概要等のパンフレットでも可

5 財務諸表

- (1) 法人の場合…貸借対照表、損益計算書、完工工事原価報告書及び利益処分計算書を添付
- (2) 個人の場合…貸借対照表及び損益計算書を添付